

【案】

諮問第210号について（答申）

令和4年8月4日付け4練環推第372号による諮問第210号について、計画策定後5年を経過したことから、みどりの現況の変化や区の取組の状況を踏まえ、各施策の見直しの方向性を審議し、第173回練馬区緑化委員会で結論を得たので答申します。

答 申

諮問第 210 号 練馬区みどりの総合計画の中間見直しについて

上記計画の中間見直しにあたっては、別紙1「施策の見直しの方向性」に基づき、中間見直しをされたい。

なお、計画の推進にあたっては、審議の経過において各委員から出された意見（別紙2「計画全体に関する主な意見」）も参考とされたい。